

# 静岡県中部地域スポーツ産業振興協議会 会費規程

## (目的)

第1条 静岡県中部地域スポーツ産業振興協議会会則第14条第2項の規定に基づき、協議会の会費に関し必要な事項を定める。

## (会費)

第2条 一般会員及び特別会員の会費は、次のとおりとする。

- |  |       |
|--|-------|
| (1) 一般会員A (個人及び小規模企業 (※1))                             | 月額1千円 |
| (2) 一般会員B ((1)を除く中小企業 (※2))                            | 月額3千円 |
| (3) 一般会員C ((1)及び(2)を除く企業及び団体                           | 月額5千円 |
| (4) 特別会員の会費は、当該団体と会長が協議して決めるものとする。ただし、(2)の額を下回ってはならない。 |       |

※1 中小企業基本法(昭和38年07月20日法律第154号)第2条第5項に規定する小規模企業者及び同規模の団体とする。

(注) おおむね従業員数20人以下(商業又はサービス業は5人以下)

※2 同法第2条第1項に規定する中小企業者及び同規模の団体とする。

(注) 資本金3億円以下並びに従業員数300人以下(サービス業は資本金5000万円以下並びに従業員数100人以下)

- 2 会費の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 入会初年度10月以降の入会については、第1項に規定する額の半額とする。
- 4 前項までの規定にかかわらず、未就業の学生については、会費を徴せず、入会申込金として2千円を現金で支払うことで、在学中に限り学生会員として協議会に参画できる。

## (会費の納入)

第3条 会費は、毎年5月末までに会長が指定する口座に、振込の方法により、年額を全納しなければならない。この際、手数料は会員の負担とする。

- 2 前項の規定に関わらず、正当な理由がある場合には、会員の申し出により、事務局長は年会費の分納を認めることができる。
- 3 入会にあたっては、会費を前納するものとする。
- 4 正当な理由なく会費を納入せず、督促後なお年会費を1年以上納入しないときは、会員の資格を喪失する。

## (会費の返還)

第4条 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

## 附 則

- 1 この規程は、協議会の設立の日(平成27年2月27日)から施行する。
- 2 平成26年度の会費については、第2条に規定する1ヶ月分の金額とする。